

平成28年度12月補正予算について

(単位:千円)

給与改定経費

1, 210, 998

職員給与改定費

1, 204, 542

人事委員会勧告に基づき職員給与を改定する。

一般会計 (19,101人)		1,041,140 千円
一般職員 (4,197人)		220,457 千円
警察職員 (2,821人)		157,453 千円
小学校職員 (5,170人)		284,082 千円
中学校職員 (3,033人)		167,009 千円
県立中等教育学校職員 (213人)		11,693 千円
高等学校職員 (2,644人)		145,144 千円
特別支援学校職員 (1,023人)		55,302 千円
企業会計 (2,062人)		163,402 千円

特別職期末手当改定費

6, 456

期末手当の年間支給割合の引上げ(一般職に準拠)		
年間3. 15月分 → 3. 25月分 (0. 10月分増)		
一般会計 (52人)		6,335 千円
企業会計 (1人)		121 千円

[人事委員会勧告に基づく職員給与改定の概要]

1 給与改定率 0.11% (給料の改定0.11%、その他0.00%)

2 勤勉手当の年間支給割合の変更

期末・勤勉年間支給割合	4. 20月分 → 4. 30月分 (0. 10月分増)
期末手当	2. 60月分(据置き)
勤勉手当	1. 60月分 → 1. 70月分 (0. 10月分増)
12月期	0. 80月分 → 0. 90月分 (0. 10月分増)
	※29年4月1日以降は、6月期、12月期ともに0.85月分とする。
	※特定幹部職員についても、年間支給割合を同様に変更する。

3 初任給調整手当の支給限度額の引上げ

医療職給料表(一)の適用を受ける医師・歯科医師	月額 413,300円 → 413,800円
上記以外の医師・歯科医師	月額 50,500円 → 50,600円
獣医師	月額 30,300円 → 30,400円

4 実施時期 28年4月1日